

II 平成14年度診療報酬・薬価改定(平成14年4月実施)

- 平成14年度においては、最近の厳しい経済動向等を踏まえ、さらには改革の痛みを公平に分ち合うという観点から、診療報酬本体を初めて引き下げ、薬価とあわせ過去最大の引下げを実施しました。

全体改定率	△2.7%	}	診療報酬改定	: △1.3%
			薬価改定等	: △1.4%

- 思い切った合理化を行う一方、医療の質の向上を図る観点から、評価すべきところは重点的に評価する、メリハリの効いた改定を行いました。

改定の主要事項

■小児医療の充実

小児医療について、急性期の入院の場合の手厚い看護配置や、休日・夜間の診療体制等について評価を充実。

■がん患者等に対する医療の充実

がん患者等に対する緩和ケアチームによる診療や外来での化学療法の評価を新設。

■いわゆる社会的入院の是正

6か月を超えて長期入院している者のうち、入院医療の必要性が低い者について、保険給付の範囲を見直し。

■包括払いの拡大

大学病院等について、診療行為別の出来高払いから、疾病毎の包括払いへと転換(1年後を目途に導入)。

■外来診療の適正評価

月内の受診回数に応じて、再診料が減減する仕組みを導入。

■205円ルールの見直し

薬剤費請求の透明化を図るため、205円ルールについては、医事会計の電算化が行われている医療機関(病院の約95%、診療所の約70%)で徹底。

■薬価等の適正化

市場実勢価格に基づく通常の引下げに加え、後発品のある先発品については平均5%の引下げ。